

幸若『築島』試論

肥留川嘉子

一

平相國清盛、法体して淨海は、

人の世にある驗しるしには、大願を起こし、あるいは國を改め、離山、荒野を名所となし、民素直なる政事まつりを、末代の形見とするなり*。

とて、福原の地を選んで「新京と名づけ、里内裏を造進せん」ことを発願した。そして、それに伴って和田の岬の「海上を、三町ばかり埋めさせて、その島の上に在家を建て、……数千艘の船着くとも、風の難にはあふまじい」「船の泊まりにせさせん」ことを思い立った。ところが、この計画について「清明が流れ、安倍泰親、やすのりに、三代のけうる人後胤カ、泰氏と申して、天下の吉凶世を計る博士」に占わせたところ、つぎのような卦が出たのである。

……王相を窮めて勘ふるに、誤まるところはなけれども、「占に一つの不審が候。島を築かせて御覽ぜよ。一度に此の島成就せじ。ことのていにりをうけ人事の体に理を受けカ、占ひ申し候はん。吉日は三月十八日、

吉時は辰の一点」

はたして、その吉日吉時に着工したにもかかわらず、「朝埋めける大物を、満つ潮速くてさし退くる」、「宵に埋めけ

る大物を、暁引く潮速くして、沖へぼつと引いては出で、埋むればさつと揺り崩す」という有様で、「五万人の夫をもって、十日ばかりは埋めけれども」、工事は出発点から一步も前へ進まなかった。そこで、再度占わせて出た「占の表」が、「一人ならず二人ならず、三十人の人柱が立つべき」というものであった。

これは、「人の世にある」為政者として「大願を起こし」た浄海に対し、天の課した試練と思われる。たしかに、歴史、文藝両世界を通じて、地下人から経上がって位人臣を極め、平家専横の基を築いたとして悪評高い清盛のこゝではあり、本文における浄海も、冒頭の引用文に引き続いて、「天下のしきしきしきやう／＼職事施行力／＼をわがまにふるまふ」などと嘯き、「とはいへども、平安城の興立は、浄海が業ならず」、ゆえに他人の造営した「難波の四天王寺と、奈良の京」が「絶えせず」繁栄しているのは実にうらやましい、だからそれに比肩するような「新京」を造営したい、「この京繁盛するならば、浄海が亡きあとの形見と、人の思へかし」などといっていて、これらは新都造営も、それに伴う港建設も、あたかも世々の帝と張り合って大事業を起こすことにより、自分一個の権勢を誇示し、名誉欲を満足させることが動機であり目的である、といっているも同然と受け取られかねない言葉である。しかし、新都造営はともかく、すくなくとも港建設のための埋立て事業については、それが成就した結果を評して、他の語り物作品においても、たとえば『平家物語』では、

△清盛ハ凡はさい後の所労のありさまこそうたてけれ共、まことにはたゞ人ともおぼえぬ事共おほかりけり。
……又何事よりも、福原の経の島つゝて、今の世にいたるまで、上下往来の船のわづらひなきこそ目出けれ。

(卷第六「入道の死去付西八系炎上并築島」、引用は日本古典文学大系による)

また、『源平盛衰記』には、

又福原の経島築れたりし事、直人のわざとは覚えす。……上下往来の船の恐なく、國家の御宝、末代の規模也。
唐國の帝王まで聞え給つゝ、日本輪田の平親王と呼て、諸の珍宝を被送。帝皇へだにも不参に、難有面目なりき。

(第二十六卷「入道非直人」附慈心坊得閻魔請事」、引用は有朋堂文庫による)

などともあって、まさしく「民を育む政事」の典型として称讃されているのであった。しかも、「國」のため「民」

のための「大願」であるという言葉が、単なる独善的な思い込みや、私欲のためにすることだという内実を糊塗するべく設けられた言訳ではなくて、真実、天の認めたところであることは、実は、何よりも本文自体において明らかであった。それは、当初この島が「成就すべきか、如何」を占わせたときの答えが、「誤るところはな」し、であったところである。

ただし、東洋文庫本は右引用のとおり、安部泰氏の返答の言葉を「占に一つの不審が候」以下にし、「誤まるところはなけれども」を地の文扱いにしている。これであれば「誤まるところはなけれども」の主語は、泰氏の「占」のやり方、ないし「占の表」の解釈ということになる。が、「一度に此の島成就せじ」という「不審」な「占」が出たという一項と、「けれども」によって逆接の関係に立つべきもう一項は、泰氏の「占」の見方に誤りがないということではなくて、「島を築かせ」ようとする立願そのものに誤りがない、ということではなくてはならないであろう。したがって、泰氏の返答はすくなくとも「誤まるところはなけれども」を含む、それ以下と訂正せらるべきであり、とすれば、この願自体の公正さは、「占の表」に證されたことになる。

しかしながら、そうであればあるだけいよいよ、その正しい発願を成就するために「人柱」が入用だというのは、大きな矛盾でなくてはならない。だからこそ、まずその「占の表」を見た泰氏自身、「左右無く不審を開き得ず、ややしばらくありて、」

げに、世に住む習ひは大事にて候。占のままを中せば、わが身の仇、申さねば、天子の威を下す。兩様重科の身たるべし。それ、人間に限らず、生を受けぬる類の、命に過ぎたる宝はなし。されば、仏も戒めて、五百戒の其の中に、殺生戒を第一に保てと教化し給へり。此の大願に科御座有るべし。泰氏が業ごよと成りなんこそ、何よりもって口惜しう候へ。それをいかにと申すに……

と、大いに躊躇した後でなくては、

人柱を御立てなくしては、此の島成就あるまじきと、占の表に見えて候。

と、告げることさえできなかつたのである。そのうえ「人柱」の数は、すでに見たように「一人ならず二人ならず、

三十人」も要るといふ。浄海はこの難題を、いかに受け止めたであろうか。

浄海聞こしめされて、持たせ給へる御笏にて、畳の表をちやうと打って、「やあ、この事披露あるべからず。何としても、この島の成就すべきこそ幸ひなれ。それ、善悪の二法といふば、裏と表のごとし。今此の島の人柱に立ちなん者も、必ず過去の宿縁なくしては、いかに思ふとよも取られじ。さりながら、人柱を一度に取らば、顛れて、路次を止めてはかなふまじいぞ。時々取れ」との御錠なり。

あるいは、たとえ一度は「誤まるところはな」との答えが出たにもせよ、「成就」のためにこのような条件がつくこと自体、結局この企ては思い止まれとの天意だと解釈すべきであったのかもしれない。泰氏が、右の「占の表」を告げながら、「ゆゆしき罪業これなるべし。御思案あるべく候」といっているのは、まさにその余地をほめかしたものであろう。また、そうしてついに「人柱」が取られ始め、やがてその数も「二十余人」に上ると、ことは極秘裏に運ばれたはずにもかかわらず、「壁に耳、岩の物言ふ世の習ひ」とて、捕らわれた者たちの縁者が聞きつけ、「庭上」に助命嘆願に押し寄せて、「思ひ思ひ」「声々に、悲しみ合へるありさま」が「よその袂を絞」らせたとき、「御一門の人々」は、

たとへば、此の島なくとも、何に不足の御座あるべき。沈むも、残るも、おしなべて、一かたならぬ愁嘆ども、未来の業とならせ給ふべし。今はさても御座あれかし。

と、はっきり中止を進言してもいた。実際、成就すれば「民を育む政事」の典型となるであろう「此の島」にしても、現在「なくとも」、それはそれで「何に不足」もなく過ぎているのである。さらにいえば、もしいま断念したとしても、たとえば一旦思い立ったことを途中で止めたからといって、それに罰が下るといふこともなからうから、浄海にとってもなんら不都合はないではないか。

けれども、浄海はそれらの勧告、ないしいわば忠告を、わが身大事の、とまではいわぬまでも、ことなかれをのみ願う怯懦として一蹴した。泰氏は、人の目からはたがいに矛盾するとしか見えない「占」の結果を告げ、それによって「人柱」が実行に移されることが、「泰氏が業と成」るかもしれないと恐れていたが、それが「業と成」ると

すればそれは、一門の人々のいうように立願の主体たる浄海の、「未来の業とな」るのにちがいないのであった。浄海はその、企てそのものには「誤まるところはない、にもかかわらず、成就のためには「三十人の人柱が立つべき」である、という「未来の業とな」るべき「占の表」が出たことをもって、それが取りも直さず自身の過去世からの「業」であることを悟り、その「業」を、あるがままに引き受けることを決断したものとと思われる。浄海の計画続行の宣言が、まことに決然としたものであったことも、その覚悟のたしかさの表われであろう。そして、その覚悟の前には、泰氏も重ねて一言をも発するに及ばず、助命嘆願の者たちが眼前に現われた途端、にわかに動揺して「人柱」に異を唱え出した「御一門の人々」のうちにも、浄海が、

「……庭上にひれ伏す奴ばらを、門より外へ追ひ出だし、錠を強く鎖いて置き、左右なく人を入るるな」……

「この島無益とおぼさんずる御内外様の人々、御出仕は叶ふまじい。浄海教訓せん者、天下に覚えず」

と、「内心に腹は立たねども、荒るる気色を見せんがため」、座を蹴って立ってしまった後は、なおそれを追って、一身を賭して諫言するほどの志を示す者もなかったのである。それどころか、「疫神天魔が来たっても、此の人などむる人あらじ。三十人の人柱を、なかなか急ぎ揃へよ」と、ふたたび一転してしまって恥じないのもあった。

ただ、それでも浄海のその決断が、正しく自身の「業」を引き受けることになっていたか否かについては、なおその「人柱」の決行を宣言した浄海に対して、天からいかなる応えが与えられるか、を見届ける必要があるであろう。

二

「人柱」も「二十九人」まで揃い、残りあと「一人とな」りながら、そのころにはすでに「生田、昆陽野のあたり」では、「兵庫の浦の築島の人柱に」するために、「道行き人を中(ちゆうし)にて取って」いるらしいとの「風聞」が広まって、「辺路遠路の民までも、おちをののいて通らず」、役人たちも最後の「一人」を捕らえあぐねて「日を送」って来た、そこに来かかって「三十人」目となったのは、もとの名を刑部左衛門國春という、諸國巡礼の修行者であっ

た。國春は、かつて「難波入江の三つ松」の住人であったが、「鞍馬の多聞に詣り、申子(まうしこ)を」して「儲」けた一子名月女が、「十四と申す花の春」に突然失踪し、三年後にその母も、姫の消息がつかめぬ心痛が積もって他界してしまったため、「高野の峰に詣りつつ、奥の院にて元結切り、妻女の形見を籠め置きて、姫の行方を尋ねんとて」遍歴の旅に出た、その途上この難に遇ったのである。

名月女は、その「優なる」美貌ゆえに、

姫の姿を見聞く人、及ぶも、及ばざりけるも、望みは多くありけれど、籬まじの内の八重菊も、包めば色の増す風情、領掌する方あらずして、十三の暮まで一人住む。

が、明けて「十四と申す花の春、父にも母にも忍び、乳母ばかりを引き具して、芦屋の野辺に立ち出でて、千種の色をながめて遊」んでいたところを、「丹波の國、小川の庄、能勢と申す所」のあづかせ(後注、「あづかり(領)』で、庄領(庄司)の意か」)、仁和寺藏人兼氏「の子に藤兵衛家包(いへか)とて、其の年十九になりける」者に見初められ、そのまま攫われたというのが、実はその失踪のゆえんであった。とすれば、たとえそのことがいかに両親に「嘆き」をかけ、母の場合はその「思ひ」ゆえに直接死に至らしめることになり、父も結局そのことが因となって「人柱」に取られるはめに陥った、にもせよ、名月女が責められるべき筋合いはないかに見える。けれども、そのようなかどわかしに遇っても助ける者もなく、見届けて父母に告知してくれる者さえない状態に、自身を陥らせた責任は誰が負うべきか、というところにまで溯って事態を考えるならば、名月女の側にも、かならずしも問題がなかったとはいえないのである。

右に引いたとおり、名月女はこの外出を「父にも母にも忍」んで決行している。なぜ「忍」んだかといえは、それは勿論、父母に知られれば止められること必定だからである。止められる理由はほかでもない、そのように妙齡の姫がしかるべき供人も連れず、社寺への参詣というわけでもなく、子の日の小松引きのような行事としての野遊などでもなくて、ただ漫然と人気のない「野辺に立ち出で」たりすれば、現に姫が遭遇したような危険に会おうことが、充分予想されるからである。それを、にもかかわらず、あえて「忍」んでした姫のその、いわば表面少女趣

味的な心情の内には、その危険にむしろ進んで身を曝したいと望む、つまりもっと露骨に言えば、そうして誰とも知らぬ男に略奪されることを暗に期待する衝動が、潜んでいなかったであろうか。

姫がそのときまで、諸方から妻女にとの「望みは多く」受けながら、「領掌する方あらず」に来ていた主な原因が、父母の寵愛にあつたであらうことはいうまでもない。ところが、当の姫自身は、その「漢家本朝にも、例^{たらし}なりこそかしづきけ」る両親の慈しみを、さして有難いと思っていなかったらしい。それどころか、ある意味では窮屈に感じ、いわば焦れてさえいたようにも思われる。

春はまづ 駒繫にぞ 若葉さす 古葉の色も 見えわかばこそ

何事も起こらず、「野辺」での一日が暮れようとするとき、姫の口を衝いて出たこの詠歌にも、春を思う季節にさしかかった、若い女としての所在なさが吐露されている。そして、この歌こそは、やはりこの日「芦屋の野辺に立ち出でて、鶉狩を」していて姫を見初め、そのときまで「草叢に忍」んでいい寄る端を窺っていた家包に、さきの歌に唱和する形で、

春の野に 主も見えざる 放れ駒 蜘蛛の網^いにても 繫ぎとめばや

と詠じながら「現はれ出づる」、絶好の機を与えてしまったものであった。

そのうえさらに名月女の場合、そうして乳母もろとも「丹波の能勢」に連れて来られた後のあり方にも、なお疑問の余地は残っている。というのは、

古里忍ぶは、なかなか朝夕暇なく思へども、乳母は恐れて音信^{かきづね}せず、名月は、父母の不孝^{ふけう}（勘当）をいたく憚り、明けぬ暮れぬとせし程に、三年になるは程もなし。

という有様だったからである。たとえ『住吉物語』における対の姫君も、父中納言が準備しつつある姫の良縁を妬んだ継母が、「このほど年比の妻にはなれ」た「七十ばかりなる翁の、目うち爛れたる」に、姫を「盗ませ」ようとしているとのたくらみを知ったときは、それでもさすがに義母のことゆえ、悪事を暴露することもならないので、やむなく父にも隠して出奔するという挙に出てはいた。が、そこでの姫は、「故母宮の乳母なる女の」、「尼に

なりて、住吉になむ侍りける」者を頼って身を落ち着けると、しばらく後には、

中納言殿よりはじめて、かたへの人々いかにおぼし歎くらむ。親にものを思はせ奉るは罪深きことにこそ。生きてありとばかり知らせ奉らむ

(引用は、有朋堂文庫『平安朝物語集』による)

とて、なお居所は明かさぬ工夫をしつつも、音信しているのである。それゆえこの対の姫君の父中納言は、名月女の両親とは違って、深い傷心のうちにも死ぬには至らず、また娘の行方を求めて放浪することもなくて、再会の期を待つことができた。とすれば、このような例に鑑みても、当然名月女にも、せめて「生きてありとばかり知らせ奉らむ」ほどの配慮はあってしかるべきと思われるのだが、実際にはついに一度の便りもなされなかった。

その理由について、名月女自身は「父母の不孝をいたく憚」ったためであるようにいつている。ところで、この「不孝」は原文「ふけふ」であるが、これに「不興」ならぬ「不孝」の字を宛てた東洋文庫本に、敬意を表すべきものと思われる。名月女は一人娘の身で、無断外出するという軽率、不謹慎を犯したのであったから、親から「機嫌を悪くする」という意味での「不興」を、受けるかもしれないと案ずることは一応もつともであるが、もしそれだけのこととすれば、「音信」することさえ躊躇するほどに「恐れ」「憚」ることとの間に、不自然な飛躍が生ずることになるであろう。したがって、ここはいかにも、「父母が子を義絶する」(『日本國語大辞典』)という意味での「不孝」と、事実は「不興」にすぎない程度のことを、名月女が思いつめてしまったと解することが正しいと考える。しかし、そうだとすると名月女は、子である自分をかけがえないものに思う両親の、慈愛の證しとしての不機嫌を、たとえそれを「恐れ」「憚」るあまりであったにもせよ、「勘当」という、およそ正反対の方向に誤解して、突然失踪することになった理由をさえ、自身の方から連絡しないことしてしまったのだということであり、このことは名月女の有する問題を顕著に照らし出すように思われるのである。

現に、そうして音信不通にしてしまうことによって、名月女はそれほど「恐れ」「憚」っていたはずの「勘当」をされたのと、同じ状態を、みずから現出してしまっている。というところからすると、姫は実は無意識ながら、ほんとうの意味では「勘当」すら「恐れ」ても「憚」ってもいかなかった、と考えざるをえなくもなる。すなわち、

「鞍馬の多聞」の「申子」名月女は、このように「か程に薄き縁ならば、なにしに生まれ来たりけん」と、「親子の契りをば、今さら恨み」られるような、「不孝」というならまさしく本来の意においても不孝の子であった。

ところが、かくして國春を最後に「三十人」の「人数」も揃い、いよいよ「人柱」を「兵庫の浦」に「沈め」るべき「吉日吉時」になったとき、忽然と助命嘆願に現われ、ついに國春をその境遇から救い出したのみならず、それを契機については「残る二十九人」までも解放させる機縁をもたらししたのも、ほかならぬその不孝の子名月女だったのである。とすれば、はたして名月女には、その後いつ、何が起こったのか、またその名月女に起こったことが、いかにして父を、さらには他の「人柱」全員をまで救う契機となりえたのか、が以後に解明されるべきもつとも重要な問題として設定されるはずである。その解明はもちろん、取りも直さず、一章末で見届けたいといった、淨海の決断の内実を、検証することにもなるであろうことを言を俟たない。

三

ただし、國春の助命嘆願のため、最初実際に兵庫の浦の「里内裏に参り、庭中（直訴）あ」ったのは、名月女自身ではなくて、その名月女を拉致して去った家包であった。というのは、以来親もとは音信不通の状態にあった名月女が、いまでも國春が「兵庫の浦の人柱に取られ、六月二十三日に沈めら」れようとしていると知りえたのは、偶然「門外」を通りかかった「修行者」の口からであったが、それを聞いて即座に、「少しも急ぎ行き、父の命に替はるべし」と決意した名月女は、おりからの家包の「他行の隙」を幸いに、「乳母ばかりを引き具し」夜を徹して駆けつけたものの、そこで「総じて、人柱の行方とて尋ね来たりたらん者に、案内をも知らせ、音信をも言はせたらん者を、やがて取って人柱に立つべき」との布告に阻まれ、「空しく日数を送」るほかなかったからである。と、そこへ、家包が跡を追い来って尋ね当て、築島の「奉行」五条の大納言國綱の卿に、「よき内縁を持ち申したり」とて、つてを頼み、名月女に代わって直訴に赴いてくれたのであった。

ところで、ここで不審に思われるのは、右の家包の対応であろう。家包は、上述のとおり無体にも名月女を連れ来

ってこのかた、事実上「夫婦」の生活を送りながらも、あらためて姫の親もとに申し入れて、正式な関係にしようとの努力を払った形跡はない。それは、もとよりそんなことをしては、かえって激怒した親に姫を連れ戻されてしまう恐れも、大いに考えられるゆえのことであつたかもしれない。が、それにしてもこれまで掌中の珠と慈しんできた一人姫を、その両親から奪つたことについて、少しでも良心の呵嘖を感じたのなら、家包こそは前引の『住吉物語』の対の姫君がそうしていたように、居所は明かさぬまでも、「生きてありとばかり」は「知らせ」させるべく、計らつてやつてもよかつたのではないか。

とはいへ、その咎め立ては、そもそも名月女自身、それについて積極的な行動を起こす気がなかつたことに乗じているだけのこととして、しばらく措いてもよい。しかし、現にそのようであつたために家包は、名月女からも「父の命に替は」ろうとして出立するのに、その「他行の隙」を幸いとされたりしたのであるし、したがつて、たとえ帰宅して姫の出奔に気づいたとしても、それまでの家包であつたなら、そのときの反応として予測できるのは、追い駆けて姫を連れ戻すことではあつても、到底姫に代わつて、その父の助命嘆願にみずから赴くことなどではありなかつたはずであつた。とすると、ここにおいて家包には、何らか大きな変化が起こつてゐることを認めないわけにいかないであろう。そこでその因をたどつてみると、それは結局溯つて、名月女自身において生起している、いわば内的な転換に行き当たらざるをえないようである。

というのも、そもそも留守中内密に出奔されてしまった家包が、いかにして即座に名月女の跡を追い、尋ね当てることまでできたのか、といへば、それは家包に宛てて「くはしき事を書き留むる」、名月女の書置きがあつたためなのであるが、「此の人婦らせ給ひては、いかに思ふと叶ふまじい」とて、「御内の者ども」の「人目を」すら「つつ」んで、「夜半に紛れてただ二人」忍び出た名月女が、何故当の「此の人」家包に対して、出奔のゆえんや行く先をまで書き残しているのか、ということが、名月女に関しても、まず大きな問題であると考えられるからである。

その問題の解答は、残された書置きそのものの中に、求められねばならないであろう。

今生ならざる花のえん、かやうに散りかはるべしとは、ゆめゆめ思はざりつるに、父帚木（母）の御事を、風の便りに聞きぬれば、身「の」科、業も恐ろしく、御身の科も恨めしや。いたはしや母御前は、去年の秋空しくならせ給ひぬ。父の國春は、ひとかたならぬ思ひどもに、高野の峰にて遁世し、諸國を修行めさるるとて、兵庫の浦の人柱に取られさせ給ひ、今日とも明日とも、御最期を定めぬよしを承る。少しも急ぎ行き、父の命に替はるべし。情の縁が尽きばこそ、御身の恨みもおはせめ。おぼしめし忘れずは、菩提を弔ふてたび給へ。かへすがへす

名月女はここで一応、自分に両親を置去りにさせ、「音信」すら絶えさせて、それによって両親をともに不幸に追いやるといふ、「不孝」の「罪」を犯させた「御身の科」の「恨めし」さを訴えている。が、それにしてもここではそれが、従来の名月女の無責任さの延長上になされた責任転嫁とは聞かれないのは、その前提として名月女自身の「身「の」科、業」を「恐ろし」と省みた嘆きが、表明されているからにほかならない。つまり、名月女はこのときはじめて、自身のなしてきたことを「科、業」と自覚したのである。

そのうえ、この書置きの主要な目的は、右の反省を書き残すことばかりでもなかった。そうではなくて、この場合はそれを報ずることをもって、留守中自分に突然出奔された家包が、それはたとえば心変わりというように、「情の縁」の「尽き」かと疑い、「恨」むことになるかもしれない、その疑念、懊悩をあらかじめ思いやっ、疑念を晴らし、懊悩の無用なことをいい置くことが主旨なのであった。とすれば、名月女はここにまことに深く、家包との間を「今生ならざる花のえん」と認め、表白していることになるのだが、これもまた名月女においてははじめて経験されているところの、「夫婦和合の情」の自覚であったかと思われる。すなわち、名月女はこれまで無意識ながら、むしろそれゆえに深く、父母を傷つけてきた事実を知らされ、それが「身「の」科、業」であったことに想到した。と同時に、その取り返しのつかなさや歯噛みをなす思いは、そのまま自身にその罪深い仕打ちをなされた、家包との「情の縁」に思いを及ぼしめたのである。そして、そのように省みられた途端に、かえってこれまではなお到底それとは呼び難かった家包との間からそのものが、名月女の認識において真の「夫婦」と改まった

のでもある。したがって、ここから顧みれば、冒頭の「恨」みごと「夫」に対する一つの甘えでもあり、甘えることによる「夫婦」の絆の確認であったのにほかならないのであった。

それにしても、思えばまことに、従来は「夫婦」らしさの稀薄な、実態の伴わぬ兩人の「夫婦」関係であった。それは名月女の側からすれば、元来の出会いがかどわかされるといふ、他律的なものであったゆえの必然とも一応は見られもする。けれども、そのような事態に至った責任の一半が、名月女にもなかったわけでないことはすでに見たとおりである。その責任を名月女は、これも上述したとおり、あくまで廻避し、結果、空虚な「夫婦」として暮らしを、かといって逃げ出すこともせずに続けてきたのであった。その無責任さが、もはや単なる落度にとどまらない、自他をともに傷つける「科、業」であったことは、そのみずから決断して駆け落ちしたわけでもないものを、外見上その形を取らされたうえでは、あたかも自身の方からの「恋」でももあるかのように錯覚したあげくに、それを後ろめたく思っただけでなした行為が、結局父母への「音信」を断つなどという、さらに不孝の罪を重ねることではしかなかったところに端的であろう。——名月女は、實際存した無断外出という落度への反省はないまま、主観的には後まで「父母の不孝をいたく憚り」「恐れ」ていたが、それこそまさしくこの錯覚の「恋」への後ろめたさのなさせるわざであった。

その名月女が、このたび父母を毀損していたことへの悔恨を契機に、家包との「縁」についての無自覚が、むしろ「身〔の〕科」の因をなしていたことを知り、ひいてはその「縁」が取りも直さず「業」そのものであることを思い知った。父母に宛ててはついにしづみ、それによって二人をともに不幸に陥れることにもなった、無断で家を出ることの訳を断わった手紙が、家包に宛てては残されていたことにこそ、名月女の反省の真実なることは、如実に物語られているといえるであろう。

ところで、名月女はこのような自覚、反省に到達する直前に、一人の人物との邂逅を遂げていた。その人とは、かの両親の消息を報じてくれた「修行者」である。この「修行者」は、前述したようにまったく偶然通りかかったにすぎないのであるが、実はかつて名月女に恋慕して、文まで付けたことのある「津の國、神崎の」住人近藤次

重友、という者であった。

重友は、いまだ両親の膝下にあった頃の名月女が「住吉詣のありし時、そつと見初めしより、静心なき恋となつて」、その「輿の先に玉章を引き結びて落とせし」が、名月女は「供の女が拾ひ取つて、みづからに見よと言ふ」ので「何なるらんと見」はしたものの、「ただおほかたに思ひなし、捨てた」のであった。しかし、その後「思ひも寄らず、彼の姫の失せぬるよしを伝へ聞き、世を味気なく思ひ切つて、やがて遁世し、かやうに諸國を巡り候」というのが、重友「発心の由来」である。つまり、重友の「恋」は名月女がそう思ったような、「ただおほかた」のものなどではなかつたのであり、そのことは、名月女は「見」ておいて「捨て」てしまったその「玉章」の「水茎」にも、実はすでに明らかに示されていた。

「思ひも寄らぬ花を見て、露と消えなん悲しさよ。もし、この風の便りを不便におぼしめされ、御返事ましまさば、神崎に聞こえたる、釈迦堂の鐘の緒に結びて賜べ」と書きとめて、奥に一首の歌を書く。

知らせても　しるしなくては　杉の門　明けぬ暮れぬと　いかで待ちなん

にもかかわらずそのときの名月女は、重友のその、自身の思いの切なさ「悲しさ」を訴えはしても、相手の意向を無視する厚かましさはなくて、自身の方から「杉の門」を「知らせて」、自分を「不便におぼしめ」してくれる同情が、相手の内に生まれるのをひたすら「待」つ、といった、ほとんどいじらしいまでの「恋」に、感応すること
は勿論、それを理解することさえできない未熟さ、幼稚さであった。しかも、その代わりにしたことは、あの野蠻で強引な家包のやり方に身を任せ、あまつさえ、この方をこそ「恋」と錯覚することなどであったのである。

けれども、たったいま「名月の御ざある事をば、夢にも思ひ寄り申さず、家包が門外にたたず」んだ修行者重友が、

憂き世ぞと　思ひ捨てても　一筋に　人の上にも　憂き事ぞきく

との詠歌を「口ずさ」んだのを、たまたま「物越こ近く御ざあ」って耳にした名月女は、「何とやらん胸うち騒ぎ、人を出だして」詠歌のゆえんを尋ね、それが「人の上と申すも此の発心の由来」と語る重友の、「商人の便りに」

聞いた名月女の父母の消息に、「憂かりし者の行方さへ、かく成りぬるよとあさましくて」の述懐であったことを知った。その途端に、「げにげにさる事のありしぞや」と、重友とのいきさつを思い出し、かつ、

われゆゑかやうになる人ならずは、ただ今も立ち出でて、父母の御事をもハサラニ詳シク問はまほしくは思へども、落つる涙の隙よりも、「乳母はなきか。修行者に齋料奉れや」とて、簾中深く入り給ひ、衣引きかづき、打ち伏して、泣涕焦がれ給ひけり。

「父の命に替はるべし」との決心は、これに引き続いてなされている。すなわち名月女においては、「われゆゑかやうに」一生を狂わせてしまった「人」について、たしかにそれが「われゆゑ」であると認め、その責めを引き受けようとする行為は、父母にも家包にも先立って、まずこの修行者重友に対してなされたのであった。

ただし、名月女が実際このときなしたことは、わずかに「乳母」を介して「齋料奉」という、まさに「ただおほかた」の施主がなすのと同じだけのことであった。が、これについては、勿論責めを引き受けるとはいつでも、すでに「発心」出家を遂げている人に対して、いまさら「恋」において答えようとするなど、かえってその志の本意にもとるであろうことが辨えられた結果であるといわねばなるまい。このこと自体、名月女の自覚が、このときはやくもそれを辨えられるほどの確かさに達していたしにほかならない。そして、結果として重友の側からいえば菩提の種ともなったにせよ、そのきっかけとなった失意に、重友を陥れた名月女としては、やはり「おほかた」ならぬ「恋」に対する、単なる無理解でしかなかった、そのことへの反省は、過たず、もっぱら本来向けられるべき家包に向けて、なされることになったのである。したがって、名月女に父母の消息を告知する人物が、修行者重友であったことは、名月女が家包との間に、真の「夫婦」の「縁」を自覚するにあたって、資するところは大きかったと考えられ、たとえ最初の出会いでは「男の側の一人相撲に終」っていたとしても、かならずしも「恋物語としてはちぐはぐな結末になっている」(室木弥太郎氏『語り物(舞・説)の研究』)などと、批難されるべきいわれはない。それどころか、その「ちぐはぐ」さにこそ、名月女の内面にかかわる意味があったと考えられるのである。

さて、かくして「夫婦」の自覚に至った名月女によって、夫家包への置き文は残された。とすれば、それを讀ん

だ家包の内に起つたことというのも、その名月女の内面の轉換に呼応しての「夫婦」の自覚であつたらうことは、もはやいうまでもあるまい。だからこそ家包は、これまで「ただおほかたに思ひなし、よその嘆きと思ひし」「兵庫の浦の人柱をば」、「身の上かかるわが袂の、涙の雨と成りぬる事」と覚悟し、勇たる國春を救出すべく赴いた「妻女」名月女の跡を追つて、同じくただちに出立したのであり、なおまた「尽きせぬ契り」にて、「兵庫広しと申せども」たちまち「女房の宿に尋ね合」うこともできたのであつた。

四

そして、名月女の「嘆き」を「わが」「身の上」のものとして引き受けて、浄海の前に出た家包の、

……彼の△「三十人の人柱の満する時、召し置かれ申したる」▽修行者が娘は、此の家包が妻女にて候。父が最期のよしを聞き、命に替はらんずるとて、是まで参りて候へども、さすが女の身にて候程に、恐れをなして庭中へ申し上ぐる事なうて、あまりに嘆き候程に、家包めが、庭中申し上ぐる事の忝なさよ

との愁訴は聞き入れられた。といつても、最初はようやく「明明日はあひ待ちよ。そつと見参さすべし」との許可にとどまるものでしかなかつたのだが、これとて破格の扱いであつたことは、当初名月女自身をも阻んだ例の布告によつて、家包にも、

あれは何と申したる訴訟ぞ。総じて、人柱の行方とて、尋ね来たりたらん者に、案内をも知らせ、音信をも言はせたらん者を、やがて取つて、人柱に立つべきと定めたるに、たが計らひにこれまでは参りたるぞ

との咎めがありながら、結局この直訴の手引きをしてくれた者——この際は築島の奉行、五条の大納言國綱であつたはずであるが——、についてのこれ以上の追及はなくて許されたことにも示されている。「さりながら、

父が命に娘が替はらんと申すを、叶ふまじきにてはなけれども、汝も思ひてみよ。三十人の人柱を、一人あはれみ取り替へなば、自余の恨みをばいかがせん。

ゆえに、「人柱」と定まつた者の解放はいかにしても罷りならぬ、との鉄則を動かすには至らなくて、許しは「見

「参」どまりだったのであった。

しかしながら、これもついには、

やあ、近う参って申さずとも、汝が訴訟をば聞き分けぬぞ。さらば、國春一人をば、あの女に取らせよ。

との裁断を被るに至る。それは、そこで許された「見参」を遂げた後の家包の、再度の訴訟の結果であるが、とするとその「見参」を介して、家包にはさらに重ねての転換があったことになる。それはいかなるものであったか。

「人柱の吉日吉時」、「船一艘に一人づつ」乗せるべく、「三十の駕籠」に入れられた「人柱」が「通」る「渚」には、「取られぬる者ども」妻子、親しき者どもが「集まって来ていたが、警護の「武士ども」の「笞」に隔てられ、「せめて（無理に）近づく事なければ、笠を上げ袂を上げ、あるにあらぬありさまは、目も当てられぬ風情なり」。その中に「その人一人ばかりをば、御免な」った國春の駕籠には、乳母を伴った家包夫婦がすがり寄っていて、そこで家包は、名月女ともども國春から、つぎの述懐を聞くことになる。

げに志のましませばこそ、これまでは尋ね来たり給ふらめど、何とてか、人の子の、親の思ふ心中に相違してあるらん。我御前が思ひ深うして、母はつひに死してあり。國春も同じ道にと、千度、百度思ひつれども、憂き世にもしもながらへば、我御前が行方や聞くと思ひ、かかる修行に思ひ立って、今さら憂き目を見る事も、ひとへに我御前がゆゑぞとよ。子は敵か宝かと、善悪二つを案ずるに、人の子は宝にて、我御前は親の敵なり。けれども、一旦この恨み言を吐露した後には、たちまち翻って、

かくは言ひてあれども、深き恨みは残らぬぞ。此の年月、仏神に祈請申せし利生には、命の内に見つるこそ、何よりもって嬉しけれ。か様に小車の巡り合ふべき道ならば、母もろともにながらへて、見るとだに思ひなば、いかがは嬉しかるべきぞ。

と、子を庇ってみずからその「恨み」を晴らし、また先立った「母」を思いやることも忘れない、まことに慈悲深い國春であった。この慈悲のゆえんは、もはや「親」であるということ以外には考えられない。國春は、「子」の「親」であることにおいて、その「親の敵」ともなるような「子」との親子の「縁」を、自身の因果と観じて引き

受けているのである。そのうえでしかも、その親の慈悲は、そこに付き添っている「子」の「夫」家包にも、すみやかに及ぼされた。

ただし、嬉しき中にも、かくあさましき最期の体を、あの客人まればこに見えぬこそ、なによりもって恥づかしけれ。よしよしそれも事の縁、姫を思ひ捨て給はずは、見し者とおぼしめし、菩提を問ふてたび給へ。

「子」ですら一度は「敵」となじられるほどならば、その「子」に「敵」のふるまいをなさしめた家包など、この場でその非道を罵倒されても文句はいえなかったであろうのに、それをしないどころか國春は、「子」を許したのに伴って、家包との「事の縁」を認め、正式な婿「客人」として遇してくれているのである。

家包が、「和田の岬の観音堂にて御見物あるべしとて」、「御一門三百余人」と「さざめきわたって出でさせ給ふ」浄海の前へ、再度、今度は「女房、乳母を引き具して」進み出で、以下の訴えをなしたのは、國春のその、親なればこそその深甚なる慈愛に感じてのことであつたと思われる。

あら、お情な的事どもや。ただお助けあれと申すにこそ、憎しともおぼしめすべけれ。二人が命に一人を召しかへさせ給はんに、何ぞ不足の御さあるべき。然るべくも候はば、われわれ夫婦「に」國春を召しかへさせ給へや

この訴えの、初度の場合との微妙な、しかし根本的な違いは、いうまでもなく國春「の命に替は」ろうとする者として、家包自身が入っている点であろう。無論、前回とて例の禁制を犯して直訴に出ている以上、たとえ宿を立ち出でるときの「此の事申し叶へずは、庭上にて腹切つて、冥途閻魔の序にて待ち申さん」との言明がなかったとしても、家包が命を賭けていることは疑いない。が、それでもそれとこのたびとは、命の賭け方の意味が異なっている。つまり、前者ではなお家包の行為にも、名月女のために、それを代行しているという色合いが濃かつたのに對し、後者に至って「二人」は「われわれ夫婦」として真に一体となり、「一人」相当となつて、家包にとつても舅のための行為が、真実自身の心からする行為と実感されるようになって、という意味において。そして、この訴えによってこそ、はじめて願ひは聞き入れられた。しかも、それは「二人が命に一人を召しかへさせ給ふ」ど

ころか、「國春一人をば」「ただお助けあ」って、「あの女に取らせ」という、「一人」の命をも傷つけない、この夫婦、親子にとって至福の形で「叶へ」られたのである。

だが、ということは、一方浄海の側のこととしては一見いかにも、「その三十人目を捕えるのに、大変な苦勞をし、大変な無理をしたのである。それが徒勞に終わっただけでなく、人柱そのものさえ無意味になった感すらある」（室木氏前掲書）との不審を抱かせもするであろう。とはいえ、その不審は、このときの浄海の決断の理由として、「天に仰ぎ地に伏し、流涕こがれ」嘆いて訴えたので、さすがの浄戒もほろりとして」（室木氏）といった、単なる私情にほだされる安易さを見出ださないところからのものにすぎないのではなからうか。しかし、すくなくともこの一篇の物語における浄海は、むしろかたくななまでに、そのような私情が公の判断に入り込むのを警戒し、排斥しようとした人物なのであった。

そのことは、たとえばかの「三十人の人柱」と隔てられた縁者たちが、「渚に悲しむありさまを見て、是はひとへに、泰氏が業となりなん悲しさよ。いかがはせんと思」った博士の泰氏が、「観音堂に参り、庭上に畏ま」って、あれあれ、御覧候へ。諸人の嘆きは、ひとへに阿鼻大城の罪人の、熱鉄の炎にむせぶらんも、かくやと思ひ知られて候。されば、教主、釈尊の難行苦行、真相を説かせ給ひて候〔を御思案あるべく候〕。釈尊一代の説教に、法華経を經王とす。一万部の法華経を書写させられ、三十人の人柱の、名字名のりを書きしるし、沈めの石に、年号、日付け、竜神納受ましますとて、海底に沈むるものならば、五十展転の随喜功德は、八十億劫の生死の罪を滅し、必ず島は御成就候べし。いかが

と進言したときも、「なかなか御返事までもなく、御眼まなこの気色変」って不機嫌になったという一事によっても明白であろう。泰氏のこの進言は、以前泰氏自身が伝えた「占の表」と矛盾することにも露わなどおり、無論占いをやり直した結果などではなくて、当初「人柱」の縁者たちに「庭上」に押し寄せられて動揺し、にわか「築島」の企てそのもの中止を進言した「御一門の人々」と同じく、自身読み取った「占の表」の、見える限りでの非情さに、みずから堪えられなくて考え出された、泰氏の私意による妥協案にすぎなかったからである。そのことはまた

現に、その浄海の不機嫌の前に「御一門の人々も、博士の泰氏も、みな赤面して」すごすごと引き退ってしまい、以後なすすべもなかったことにも明らかであろう。したがって、これを「泰氏の身を挺しての直言」(室木氏)ということもできかねるし、またこの進言は用いられなかったのであるから、「泰氏の登場は」あるいは、この作品を語った「舞々の陰陽師的側面の投影」であるかもしれないとしても、だからといってこの進言において、「泰氏という舞々自身の分身が、三十人を救うことのヒューマニズム」が「熱烈に主張」(室木氏)されえていると読むことも、誤解でしかないと思われる。

さて、それならば浄海は、何をもって國春の解放を決断しえたのか。浄海はまず、右の泰氏が浄海の怒りを受けて「赤面し」、口を噤んだあたかもそのとき、「されども」その「恐れをも憚らず」進み出でてかの直訴をなした家包の果敢さ——これこそまさしく「身を挺しての直言」と呼ばれるにふさわしいであろうそれと、その「われわれ夫婦」に「國春を召しかへさせ給へや」という訴えの内容とに、「恋」の自覚を通じて、しかしついにはそれだけにとどまらぬ、人と人との「縁」ということ、その重々無尽の深さに想い到った、家包の心の歴史を感得した。そして、これを人の心に起こった有難い出来事として顕彰したいと願ったが、そのために家包の望みを「叶へ」てやるとすれば、それはその家包、名月女の「二人」の志を汲んで、「二人が命に一人を召しかへ」てやることになる。ところで、「二人」に一人を「かへ」ることができるなら、さらに國春を除いた残り「二十九人」にその「二人」の志を加えて、「三十人」に「かへ」ることも、これまた可能なのではないかと、こうして浄海は、「人柱」の國春を無傷で家包夫婦のもとに戻してやる道を見出したものと考ええる。

しかも、この浄海の発見は、一度なされるや、「浄海の御内」の「三十人の童の中」の一人、「松王健児とて、みめ形尋常なる」若者によって、ただちに「三十人の代官(身替り)に松王一人立つ」という形に敷衍され、「松王一人」の犠牲を得て、「残る二十九人」も「ことごとく返」されること「叶」ったのであった。なお、この「三十人の代官」についても、「実は二十九人のはず」という室木氏の、大雑把なものいいが遺憾であるといった口吻の注が付されているが、この「二十九人」は上述のごとく、すでに「三十人」に「かへ」られたうえでのそれである

と承知されれば、決して不正確ではないことが得心されるはずである。あるいは、松王が「三十人の代官に」「立つ」に際して、「一万部の法華経」の「書写」もがなされていることについて、これだと「築島の成功は、法華経のせい、それとも松王のせい、はつきりしないところがある」との批評が、同じく室木氏によってなされている。が、これも、松王が提言したときは、一応「所詮、博士の申され候ごとく」といわれてはいるものの、泰氏が提言し、浄海によって即座に却下されたときのそれとは、すでにまったくその性格、意味を変えている。すなわち、この方は、「一人」に「三十人を」「かへ」ることを可能となし給うた天への、感謝、讃仰の意の表現であること明らかであって、「松王一人」の犠牲の重みを損うものではありえない。

そして、とすればこの松王建児こそ、浄海の「人柱」決行の決断が、自身の「業」を引き受け、それを克服するための行為として正しかったことを證し、その実行のためにこれまで堪えてきた浄海の苦悩に報いるべく、天から遣わされた人物であったと考えられるであろう。松王は、「浄海の御内」の「三十人の童の中」の一人であったことにも明らかのように、実は「三十人の人柱」の「代官」となるべく天から遣わされて、浄海が右の「二十九人」をもって「三十人」に「かへ」るべき発見に至るのを、見守りつつ待っていたのであり、その意味で浄海にとっては、事実として神仏に「申」したわけでもなく、またそれゆえ授かった実「子」でもなかったけれども、いわばもっとも本来の意味における「申子」的存在であった。

そのうえ、そうであるとする、本文において「鞍馬多聞」の「申子」であることが言明されている名月女は、「申子」としてはかえって一つの屈折をもったそれであることも同時に見えてくる。が、このように神の子ながらに人の子として、この世で、「親の敵」となるような過ちを犯すこともありながら、しかしその過ちを通してこそ、自身はもとより「親」をはじめとする周囲の人々すべてをも、真の救いに導くという質の「申子」もあることは、説経の世界のこととしては、『愛護の若』『信徳丸』という作品に即して見たことがある（拙著『説経の文学的研究』）。名月女は、まさしくその意味の「申子」として、まず「夫」家包を転換に導き救い、それによって浄海にも、救われるべき契機をもたらしたのである。そこで、その家包に対しては浄海が、

丹波の國の家包が、勇が命に替はらんと、思ひ切るこそやさしけれ。禁野交野、能勢の庄、八百町を取らすぞ。勇を扶持し、天下へもよきに宮づき申せ

と報いているのであるが、また他方「三十人の人柱、不思議の命助かるは、難波入江の國春の姫ゆゑなり」との「喜び」を、人々にもたらした名月女に対しては、「鞍馬の大悲多聞天の御計らひによって、吉祥天女の化身にて、島をも成就、人柱をも助けんために、名月と現じ給ふ」、「ただ世の常の人ならぬその本性が明かされるというところがあつた。そのとき同時に「さて、松王と申すも、ただ世の常の人ならず、大日王の化身にて、島をも成就のそのために、立ち給」うたのであることが明かされるのは当然として、ここに至ってはついに「此の浄海も、末代民をあはれみて、兵庫に島を築き給ふ」「地藏薩埵の化身」であつたことが示される。「末代民をあはれみて」「立てられた」「大願」たる「兵庫」の「築島」は、浄海のこのような、この世の悪をも含みつつ、おのずと人の助けや犠牲をも導き出す、英雄という、思えば不思議な存在の英断によって、この世に「成就」したのであつた。

* 以下、本文の引用は「伝幸若小八郎本を底本とし」、「読みやすくするために」「底本のかなに適宜漢字を宛て」る等の「手を加え」てある、東洋文庫『幸若舞』1による。()内の語注、「」内の他本からの補いも同書のものであるが、後者については一部省略させていただいたものもある。なお、△▽の内に「……カ」としたり、片仮名で補つてあるものは、引用者の施した注である。

* 鳥居フミ子氏が、説経について「語り手や聞き手の想像力が濃密に作用している説経においては、表現と主題や構造を結ぶ問題は説経にかかわつた者達との関係の中で考えられたとき、より豊かな文学的研究として実るのではなからうか」(『國語と國文学』昭和六十三年十月号)と述べるとき、それは実は氏が、たとえばこのような誤解を、他者に期待しているにすぎないように思われる。もしそうでないとするれば、御自身でその「語り手や聞き手」「との関係の中で考え」た結果の、「豊かな」「実」りを、具体的に示してくださるべきであらう。